

イノベーション創出の加速化に向けた知財政策・制度のあり方 (知的財産委員会企画部会 中間とりまとめ)

2011年4月27日

(社)日本経済団体連合会

知的財産委員会 企画部会

われわれの生きる 21 世紀初頭は、様々なパラダイムシフトが同時発生する「時代の転換期」である。その本質は、持続可能性への価値規範の転換であり、モノからコト（ソリューション）への価値創造プロセスの転換である。この変化はネットワーク化・デジタル化と相俟って、歴史上前例を見ないスピードと、新興国をも包摂するグローバルな規模で展開している。わが国は、自ら能動的に変化を生み出すための行動力で、この新しい時代に迅速かつ柔軟に対応していかなければならない。

また、この度の東日本大震災は、われわれに未曾有の被害をもたらした。われわれは、国難ともいうべき現状を早期に克服し、新たな繁栄を目指すべく、国家の再建に向けた「知」の結集を急がなければならない。

本報告書は、2010年3月の提言で主張した「イノベーション・ハブ」構想を基礎としつつ、わが国が直面する諸課題を克服するために、同構想をより具体的に推進する上での処方箋を中間的にとりまとめたものである。

知的財産委員会企画部会では、今後、さらに検討を深め、具体的なアクションに結び付けていく所存である。

イノベーション創出の加速化に向けた知財政策・制度のあり方 (知的財産委員会企画部会 中間とりまとめ)【概要】

2011年4月27日
(社)日本経済団体連合会
知的財産委員会企画部会

I. 基本認識

- * 新しいパラダイムにあったイノベーションの加速化が必要
- * ビジネスモデルの変化に適応した新しい協業への挑戦が必要
- * 知の発信力・求心力の強化に向けた新しい知財制度のあり方を追求することが必要

II. イノベーション創出に向けた知財戦略の重要性

- * パラダイムシフトで「知」の活用の仕方に変化 ⇒ 経営戦略の一環としての知財の戦略的活用が鍵

III. 海外から叢智を惹きつける魅力ある知財インフラの整備

◆ 協調領域に相応しい技術普及志向の特許制度の検討

…協調領域を想定した「ソフトIP」(差止請求権ないが損害賠償請求権や対価請求権あり)の追加による「複線型特許法制」も選択肢

◆ イノベーション志向の著作権法制の検討の開始…経団連提言「複線型著作権制度」を基礎にさらなる議論を期待

◆ 国際的整合性ある制度構築

- ・職務発明制度再改定の検討…発明の原則法人帰属化もしくは自由契約化等を含めた本質的な検討が必要
- ・通常実施権の第三者対抗制度の改善…登録を要件とせず第三者に対抗できる「当然対抗制度」への早期実現を期待
- ・営業秘密の保護に資する刑事訴訟手続の整備…公判審理における営業秘密漏洩防止措置の早期実現を期待

IV. 海外展開のための知財インフラの整備

◆ わが国企業のアジア展開を念頭に置いた知財保護強化策の推進

- ・中国…知財政策を強化するも、知財関連訴訟増、日本の地名・ブランド商標登録等の問題あり。政府間交渉に期待
- ・韓国…官民一体の知財戦略に特徴あり。日韓で日中韓やアジアの知財議論の主導を
- ・ASEAN…各国で知財制度整備状況が異なる中、協力・支援とのパッケージでの推進が重要
- ・インド…知財制度に関する情報が不足。EPAを契機に改善を期待

◆ 国を跨いだ共通の特許制度構築に向けた制度調和への取り組み

- ・世界共通の特許制度…グローバル化が拡大する中、各国毎の特許の権利・制度の世界共通化を志向すべき
- ・アジア共通の特許制度…世界共通の特許制度に向け、アジア共通の制度や広域の特許庁設立を
- ・制度調和に向けた取り組みの現状と課題…国際的調和は容易ではないが、わが国が調整役となることを期待

◆ 不正競争防止法等による営業秘密の国際レベルでの保護

◆ 通商政策との連動(TPPをはじめとするEPA)…一刻も早くTPP参加を決断し、議論に参加すべき

◆ 模倣品・海賊版対策…ACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)の参加国拡大が必要

◆ 国際標準化戦略の推進

…国際標準化特定戦略分野等の着実な実施、「認証」の戦略的活用、諸外国(特にアジア諸国)との協力による国際標準の獲得、標準から見た望ましい知財制度のあり方の検討が重要

◆ 新興国の知財情報収集の推進…特許庁に期待(JETRO等との連携も必要)

◆ 国際ルール作りへの参画…国際的議論に参加し、不当・不公平なルール設定を抑止することが必要

V. 「イノベーション・ハブ」になるための基盤強化策

◆ 推進基盤の強化…政府における連携強化、ファイナンス強化

◆ 創出基盤の強化…産学官連携プラットフォーム強化、知財を活用した国際貢献プラットフォーム強化(環境技術移転等)

VI. 今後に向けて

- * 「新しい現実」に対応するイノベーション創出が従来にも増して重要
- * 新しい時代に相応しい知財政策・制度の議論を深め、具体的アクションへ

< 目 次 >

I. 基本認識	p. 1
II. イノベーション創出に向けた知財戦略の重要性	p. 3
III. 海外から叡智を惹きつける魅力ある知財インフラの整備	p. 4
IV. 海外展開のための知財インフラの整備	p. 9
V. 「イノベーション・ハブ」になるための基盤強化策	p. 23
VI. 今後に向けて	p. 28
【補 論】	p. 29

I. 基本認識

1. 新しいパラダイムに合致したイノベーションの加速化

経済のグローバル化や新興国の台頭等により、国際競争は熾烈化の一途を辿っている。また、ICT（情報通信技術）の進歩・普及に伴うデジタル化・ネットワーク化の飛躍的な進展は、「知識社会」への移行を加速し、モノから情報へ、ハードからソフトへと、重視される価値を変化させた。

同時に、われわれは、環境制約を強く意識しなければならない時代にいる。今後、資源・エネルギーの抑制と経済成長という二律背反の命題を同時に追求するというこれまで経験のなかった課題に取り組む必要性は高まる一方である。

こうしたパラダイムシフトの時代にあっては、あらゆる「知」を動員した、創造的で革新的なイノベーションの創出が求められる。とりわけ今回、大震災という不幸な事態に直面したわが国は、これまで以上にイノベーションを加速させ、世界に新しい繁栄のモデルを示すことが必要である。

2. ビジネスモデルの変化に適応した新しい協業への挑戦

パラダイムシフトが個々の企業や産業構造に再構築を迫っている。そうした中、熾烈な競争に直面するわが国企業には、イノベーション創出力の強化により画期的な製品・サービスを開発し、これを国内外に展開していくための新しいビジネスモデルが必要である。

その際、日本が伝統的に持つ共同体としての優れた面や高度な産業集積力等の「強み」を十分に活かしつつも、同時に、業種や国境の壁を超えた新しい連携相手との様々な協業（コラボレーション）を進めることで、高度かつ複雑な技術の融合による「Technology Convergence¹」に挑戦することが必須である。

¹ 従来異なるシステムが類似した目的を果たす方向に進展することや、複数の技術がシナジー効果により新技術へ発展したり、同一プラットフォーム上で扱えるようになったりすること。代表的な例としては、音声、データ、ビデオがデジタル化され、全てインターネット上で扱われるようになったことや、携帯電話がカメラ、電子マネーなど複数機能を有するようになったことなどが挙げられる。

3. 新しい知財制度のあり方の追求（知の発信力と求心力の強化に向けて）

パラダイムシフト下の「時代の転換期」にある現代にあっては、イノベーションを加速させるための知財制度のあり方自体を検討することも必要である。その際、「競争」と「協調」という縦軸と、情報の「オープン」と「クローズ」という横軸を念頭に置きつつ、これまでの制度や運用の延長線上だけではない自由な発想に基づいた制度設計を構想することが肝要である。

わが国は、①国内外の叡智を集めるための誘因力 (Gravity) を高めることで知を「創造」する力を強化するとともに、②先端的な権利化や秘匿化によってしっかりと知を「保護」し、③知を「活用」した国際展開を柔軟に進めることができる制度を目指すべきである。

そのための具体的各論を詰め、知の発信力と求心力の強化につなげていくことが重要である。

Ⅱ. イノベーション創出に向けた知財戦略の重要性

パラダイムシフトにより、「知」の活用の仕方にも変化が迫られている。イノベーションを加速化するにあたっては、企業経営において、新技術の特許や発表等を用いた公開化（オープン化）と営業秘密として管理する非公開化（ブラックボックス化）を戦略的に使い分けることが鍵となっている。

政府には、こうした企業戦略を促進・支援する政策・制度が期待される。同時に、企業活動のグローバル化に鑑みれば、公平性・納得性があり予見可能性の高い制度整備を、国内のみでなく海外においてもシームレスに構築していくことが不可欠である。

とりわけ海外からの叡智を日本に惹きつけることを念頭においたインバウンド強化策や、企業の海外展開力を向上させるためのアウトバウンド強化策を講じると共に、それらを実現するための基盤強化策が一体的に推進されることが必要である。

本中間とりまとめは、今後、われわれが2010年3月に提唱した「イノベーション・ハブ」を実現するための具体的アクションプランを検討するにあたり、これら3つのカテゴリ別に現状や課題の整理を試みたものである。

【具体的方策】

海外から叡智を惹きつける 魅力ある知財インフラの整備 (インバウンド強化策)	海外展開のための 知財インフラの整備 (アウトバウンド強化策)
<ul style="list-style-type: none"> ○協調領域に相応しい技術普及志向の特許制度の検討 ○イノベーション志向の著作権法制の検討の開始 ○国際的整合性ある制度構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが国企業のアジア展開を念頭に置いた知財保護強化策の推進 ○国を跨いだ共通の特許制度構築に向けた制度調和への取り組み ○不正競争防止法等による営業秘密の国際レベルでの保護 ○通商政策との連動 (TPPをはじめとするEPA) ○模倣品・海賊版対策 ○国際標準化戦略の推進 ○新興国の知財情報収集の推進 ○国際ルール作りへの参画
<p>「イノベーション・ハブ」になるための基盤強化策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○イノベーション推進基盤の強化（政府における連携の強化、ファイナンス機能の強化） ○イノベーション創出基盤の強化（産学官連携、GTPP） 	

Ⅲ. 海外から叡智を惹きつける魅力ある知財インフラの整備 (インバウンド強化策)

1. インバウンド強化の必要性

各国は、イノベーション創出力の強化に向けた積極的な政策・制度など、優れた国外の知を呼び込むための政策（インバウンド強化策）を競って打ち出すことで、自国の「立地競争力」を高めている。

一方、わが国は、今次の大震災により、海外からの研究者の帰国や来訪自粛、もの作り技術の海外への散逸などが、現実の問題として懸念されている。われわれは、世界から見ても魅力あるイノベーション環境を、従来にも増して意識的に整備する必要がある。

具体的には、国内外の叡智を惹きつける野心的なイノベーション創出テーマを国として掲げ、そこに産学官が政策・技術・資金・人材等を集中させる仕組み作りを急ぐことも一案である。併せて、こうした試みを支える新たな知財制度についても議論を深め、日本から世界に情報発信することも重要である。

わが国政府には、昨年3月の提言でわれわれが提示したとおり、「企業が自らの選択によって『競争』と『協調』の戦略の使い分けが可能となる、選択肢ある政策・制度の整備」、「内外のあらゆる知、とりわけ海外から知の参画を求めらるにあたり障害となる国内の政策・制度の是正」という考え方を基礎とし、戦略的なインバウンド強化策を、危機感とスピード感をもって果敢に推進することを求めたい。

2. インバウンド強化に向けた提案

インバウンド強化にあたっては、知財制度を越えた魅力作りが必要不可欠であり、そのあり方については、他国の事例も参考にしつつ、徹底的な議論が不可欠である。以下では、昨年3月の提言で提案した内容の中から関連するものを引用しつつ、ポイントを絞って記述する。

（１）協調領域に相応しい技術普及志向の特許制度の検討

現行の特許制度は、知財に排他的独占性ある権利を付与して保護することでさらなる創作インセンティブを付与する制度であり、権利侵害された場合には差止請求の権利行使が可能となっている²。こうした制度は、医薬品分野や機能性材料のように、一つの製品に含まれる特許数が少数で、基本特許を取得すれば独占的な市場を形成できる分野においては、依然として有効に機能している。しかし、エレクトロニクス製品のように、一つの製品に多数の技術・特許が必要で、単独でそれら全てをカバーすることができず、他社とライセンスをしなければならぬ分野においては、権利者の権利行使が経済社会的な弊害となり、イノベーションの阻害につながる場合もある。

今後、イノベーション創出の加速化を考えるにあたっては、特に協調領域において、差止請求権がないものの損害賠償請求権や対価請求権のある「ソフト I P」的な権利体系についても検討すべきである。将来を見据えた新しい構想は、わが国が世界の知財制度議論をリードすることにつながり、イノベーションのハブとしての魅力向上にもつながる。同様の問題意識から、第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言または登録する「ライセンス・オブ・ライト」制度の導入についても検討することが必要である。

なお、「ソフト I P」については、現行制度の廃止ではなく、現行権利体系と併存させて「複線型特許法制」とする方法等が、選択肢として考えられる。

但し、具体的な制度設計を検討するにあたっては、わが国が特許の権利を単純に弱めることを志向しているかのような誤った形で諸外国に伝わることのないよう注意する必要がある³。

²特許法は、知的財産という何らかの価値ある「情報」を、「物」であるかのように見て、それに所有権的な効力を与えて保護するという「物権的構成」で成り立っているが、こうした考え方は、当時のローマ法の考え方を借用したものに過ぎない。理論的には、排他的独占権でなく対価徴収権として構成することや、一定期間独占権を有した後に対価徴収権に変わるものとして構成すること、あるいはさらに全く異なる構成等、多様な選択肢を考えることが可能であるとされる。

³（財）知的財産研究所の「権利行使態様の多様化を踏まえた特許権の効力の在り方に関する調査研究報告書」（2011年2月）では、「アジア各国・地域における特許権の保護を主

(2) イノベーション志向の著作権法制の検討の開始

新しい時代におけるイノベーション創出の土俵は、特許法等の産業財産権法に止まらない。ソフトの分野に高い成長余力が備わっていると考えられることから、著作権法にも注目が集まっている。一方、現在の著作権法は、知財権法制の範疇に位置づけられてはいるが、本来の目的は「文化の発展」であり、主として個人が創作する芸術作品の保護を念頭に置いたものである。このことから、企業が著作物の産業的な制作や利活用をする場合、産業財産としての「使い勝手」が悪く、コンテンツビジネスの発展を阻害している面があるとの指摘もある。こうした状況に鑑みれば、産業財産権制度の一環としての著作権制度のあり方に関する未来志向の建設的な議論を開始することが必要である。こうしたイノベーション志向の著作権法を構想することは、既存のコンテンツビジネスの発展のみならず、電子書籍ビジネス等を含む新たなビジネスモデルの創造や、エレクトロニクス産業等の振興にも寄与するものと考えられ、イノベーションのハブとしての魅力向上にもつながるものと期待される。

こうした観点から、経団連では、現行著作権法制を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた「産業財産権型コピーライト制度」および「自由利用型コピーライト制度」という二つの制度を備えた「複線型著作権制度」を整備することを提案しており⁴、今後、これを基礎にさらに議論が深まることを期待したい。

(3) 国際的整合性ある制度構築

①職務発明制度再改定の検討

内外の多様な叡智を惹きつけ、イノベーション創出力を強化するためには、外国企業が日本企業との連携を躊躇するような不透明、あるいはリスクの高い要素を払拭することが必要である。

その典型例が、特許法第 35 条の職務発明制度である。同制度は、特に欧米企業との連携を進める際に支障となっているとの指摘がある。個々の企業におい

張する日本の政策との整合性をとる必要がある。」としている。

⁴ 【補論 1】参照。

ては、自社の判断にて国内外を対象に各種のインセンティブ制度を設けているところでもあり、わが国の職務発明制度については、発明の法人帰属の原則、あるいは自由契約化等を含め、再改定に向けた本質的な検討を行うべきである。2010年12月に「特許制度に関する法制的な課題について」をとりまとめた産業構造審議会の知的財産政策部会特許制度小委員会において、職務発明制度再改定に向けた議論が深まらなかったことは残念であり、今後を期待する⁵。

②通常実施権の第三者対抗制度の改善（登録対抗制度から当然対抗制度へ）

主要諸外国と著しく異なる制度は、外国企業との連携を阻む。わが国では、通常実施権⁶が設定されている特許権が譲渡された場合や特許権者が破産した場合、通常実施権を登録していなければライセンシーは通常実施権の存在を第三者に対抗することができないことから、われわれは同制度を改め、登録を要件とせず第三者に対抗できる「当然対抗制度」にすることを予てより主張してきた。

今般、産業構造審議会の知的財産政策部会特許制度小委員会の議論を基に作成された「特許法等の一部を改正する法律案」において、当然対抗制度の考え方が盛り込まれた。同制度については、2007年の産業活力再生特別措置法改正により、まず特例制度（特定通常実施権登録制度）が設けられた。その意味では、ここに至るまでのスピード感が不足していた面もあるが、今般の一般化に向けた法律案の策定は大いに評価すべきであり、早期の実現を期待する。

③営業秘密の保護に資する刑事訴訟手続の整備

わが国企業のイノベーション創出を促進するためにも、また海外の知を惹きつけるためにも、営業秘密としてブラックボックス化している重要な知財が国

⁵ 経団連知的財産委員会企画部会では、「産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会報告書『特許制度に関する法制的な課題について』（案）に対する意見」（2010年12月28日）を公表済。

⁶ 権利者の許諾を得て特許発明を非独占的に実施する権利。

際的な水準から見て適切な範囲で着実に保護されることは、極めて重要である。

その意味で、2009年4月に、営業秘密の侵害行為の抑制に資するべく不正競争防止法が改正され、営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲を拡大する等の見直しが行われたことは高く評価される。ただし、同時点では、営業秘密侵害罪にかかる刑事訴訟手続に関しては、憲法における裁判公開の原則との関係等もあり、引き続き検討を行うとされ、その後の推移が注目されていた⁷。これについては、経済産業省産業政策局長と法務省刑事局長の共同委嘱により「営業秘密保護のために刑事訴訟手続の在り方研究会」が設置され、2010年12月に綱領（骨子）がとりまとめられた後、「不正競争防止法の一部を改正する法律案」として今国会（第177回通常国会）に提出された。

公判審理において営業秘密の内容が公にされることは、被害者である企業にとって二次的な損害を被ることを意味するものであり、そうした懸念の存在は、イノベーションの阻害要因である。今回、そうした事態への対処が法案に盛り込まれたことは歓迎すべきであり、早期実現を期待する。

⁷経団連知的財産委員会企画部会では、「産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会『営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について（案）』に対する意見」（2009年1月30日）を発表する等、本件の推移を注視してきた。

IV. 海外展開のための知財インフラの整備

(アウトバウンド強化策)

1. アウトバウンド強化の必要性

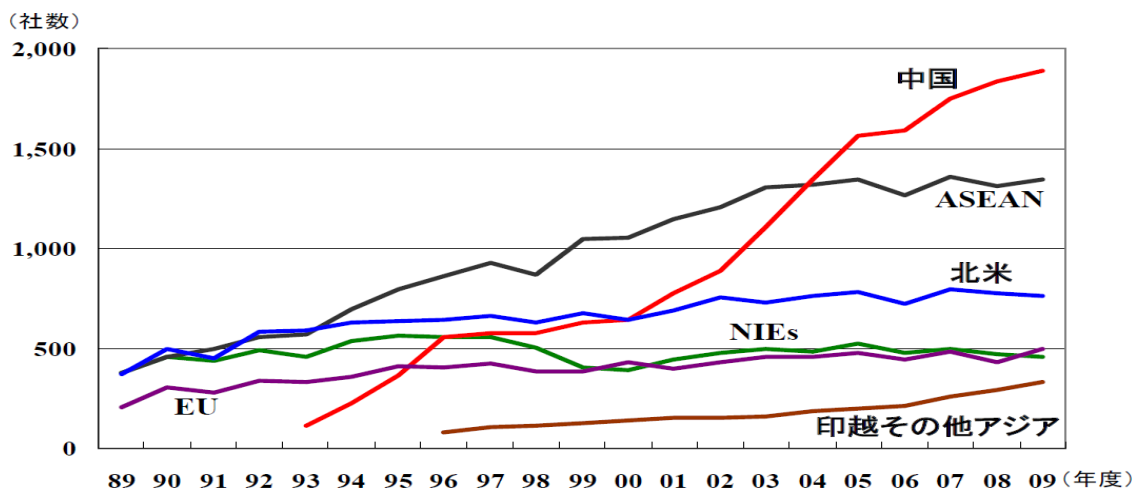
グローバル化の流れはますます強まっており、とりわけわが国企業のアジアにおけるビジネスの展開は、今後さらなる拡大が見込まれる。

1990年代後半以降を見ると、アジア諸国がひとときわ経済成長している中、わが国企業の苦戦が指摘されている。製品の設計思想の「インテグラル型（擦り合わせ型）」から「モジュラー型（組み合わせ型）」へのシフト、エレクトロニクス産業等の多くの産業領域におけるデジタル化の進展等が、アジア諸国の興隆に結びついてきた。こうした中、わが国企業においては、従来のビジネスモデルの見直しを行うとともに、知財についても国際的な競争力の維持・強化のために戦略的にマネジメントすることが不可避となっている。同時に、わが国企業は、国境を跨いだ形で知財に関する紛争に巻き込まれる機会が増えている。

こうした状況の下、わが国企業には、従来のビジネスモデルの限界を克服するとともにパラダイムシフトをいち早く捉えたイノベーションを創出することが不可欠であり、政府には、その成果を日本の新たな知的資源としてグローバルに展開していくための政策（アウトバウンド強化策）が求められる。

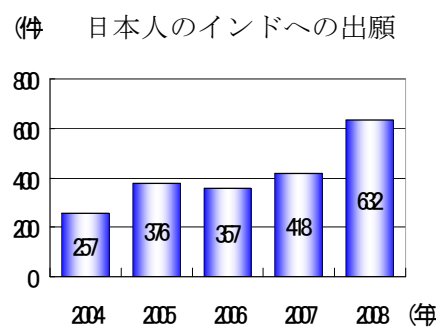
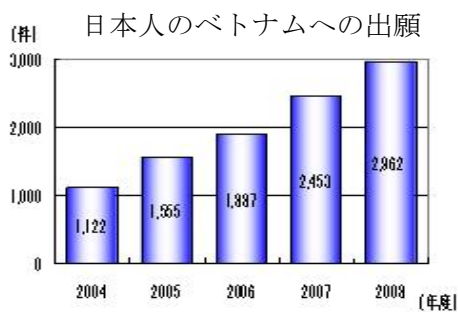
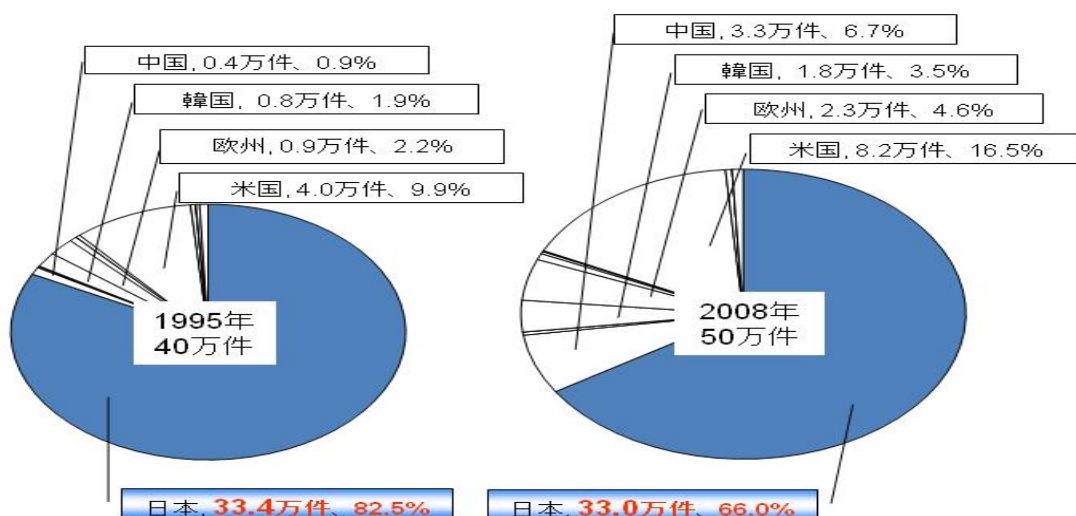
2010年3月の『『イノベーション立国』に向けた今後の知財政策・制度のあり方』では、特にアウトバウンド強化を念頭に、「企業のグローバル展開、とりわけアジア展開を睨み、新興国等におけるイノベーションの障害となっている政策・制度の是正や望ましい政策・制度の構築への協力」、「各国を巻き込む魅力ある新しい枠組みの提案」等を提案したところであるが、わが国政府には、企業のグローバル展開に伴う事業機会の拡大とリスク軽減への対応に向けて、国際的に透明性が高く公平で実効ある仕組みをグローバルレベルで構築するため、具体的施策を展開することを期待する。

【わが国企業の海外展開】



(出典) 国際協力銀行 (JBIC) 「2009 年度海外直接投資アンケート調査結果 (第 21 回)」

【日本人の特許出願構造】



(出典) 特許庁

特許出願状況を概観すると、わが国企業のアジアへの特許出願の増加が顕著である。現状では、中国・韓国・台湾への出願が多い。ASEANも今後、増加する可能性が高く、ベトナムは既に増加傾向にある。インドについても増加傾向となっている。

こうした一面においてもわが国にとってのアジアの重要性が垣間見られるところであるが、わが国が今後、エネルギーや資源の大量消費を抑制しながら経済成長するためのイノベーションを加速化することを考えれば、その成果の普及先として、アジアは一層重要な地域となる。

2. アウトバウンド強化に向けた提案

(1) わが国企業のアジア展開を念頭に置いた知財保護強化策の推進

わが国が創出するイノベーションは、とりわけアジアに展開することが想定される。以下、アジア各国の知財関連政策の現状や課題を、概括的に整理する。

総じていえば、アジアにおいては、中国・韓国の台頭が著しく、リーダー役を狙って切磋琢磨しあう時代となっている。わが国のアウトバウンド強化策は、とりわけアジアを中心に一層の強化が不可欠である。

①中国

中国については、依然として模倣品・海賊版の横行が極めて大きな問題である（後述）一方、イノベーション推進を意識した政策（「自主創新政策⁸」）とも連動しつつ、知財大国に向けた目標と戦略を打ち出している。具体的には、2008年6月、「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知財権の創造・保護・管理能力の向上によるイノベーション型国家の構築を宣言した後、2009年10月には、専利法の第三次改正を施行したほか、2010年11月には「全国専利事業発展戦略」を公表し、2015年までの特許・実用新案・意匠の年間出願数200万件等の

⁸ 自主創新政策は、第11次5ヶ年計画、国家中長期科学技術発展計画綱要等でも目標として掲げられている。自主創新を促進するために、税制上の優遇措置等がうたわれている。なお、自主創新とは、新しいものを作るだけでなく、既存のものを組み合わせたものや、既存のものコンセプトを変えることも含んだ概念として捉えられていることには注意が必要である。

具体的数値目標を設定している。

こうした中、中国人による特許や実用新案の出願数は、国内外ともに増加傾向にあり、これに伴い、中国国内においても知財関連訴訟が急増している。特に、無審査で登録される実用新案権の権利行使による外国企業を対象とした訴訟が増えており、外資企業に高額賠償が認められるケースが出てきていることは、大きな懸念材料である。また、わが国の地名やブランドが中国の第三者によって出願登録される「冒認⁹商標」の事例が増えていることも憂慮される。これら以外にも、審査や訴訟の不透明性、地元企業利益優先の行政運営、ライセンスたる外国企業に対する過度な要請・規制等、多くの知財問題が存在すると指摘されており、政府間の交渉が期待される。

従来われわれは中国を、製造拠点として注目していたところ、近年は市場として注目している。これら以外にも今後は、研究開発拠点として、またグローバル市場における競争相手としても注目する必要が高まっている。欧米諸国においては、官民一体となって中国に入り込むための取り組みを行っている¹⁰。こうしたことも参考に、わが国も官民の連携を進めていく必要がある。

②韓国

韓国については、知識財産基本法の下、国家知的財産委員会を設立するとともに、国家知的財産戦略の基礎計画（5ヶ年計画）・国家知的財産戦略計画（1年毎）を策定し、「I P-H u b 構想」によって、国際的な知財秩序の形成を主導する動きを見せている。韓国の特許庁（K I P O）は、2005年に「知的財産強国実現のための推進戦略及び課題」を発表し、国家による研究開発の効率性向上を始めとする各種戦略をとりまとめているが、こうした動きを民間と一体となって進めていることが、韓国の特徴である¹¹。また、韓国においては、大

⁹ 他人の財産であることを知りながら、自分の所有であり処分権があるものと装うこと。

¹⁰ 欧米諸国が民間企業とも連携しつつ、中国企業と共同でサイエンスパークを設立した例、国際共同研究の枠組みを活用して機器の販売先を開拓する枠組みを立ち上げた例、中国の国家標準の起草に協力した例等があげられる。

¹¹ 2005年、サムソン電子は「特許経営革新」として「No Patent, No Future」を掲げ、

学教育改革とも政策の連動性を図っていることが特徴的である。例えば、世界水準の研究開発を行う「研究中心大学」(WCU: World Class University)等の取り組みは、大いに参考となる。

こうした中、わが国は、韓国をアジアにおける知財先進国同士の間柄と捉え、日中韓の枠組みでの先進諸国水準の制度整備に向けた協議や、アジアにおける知財の議論を主導する役割を果たすべきであり、政府間の議論に期待する。

③ASEAN

ASEANについては、多様な国が存在しており、国毎に特許国際条約(PC T¹²)やマドリッド・プロトコル¹³への加盟について検討している状況にある。今後、ASEANが地域として魅力を増すための一方策として、国を越えた広域特許制度の実現が期待されるところであるが、現状はさほど容易ではない。一方、特許庁間の審査結果の共有については、「ASPECプログラム¹⁴」が2009年から開始されたところである。

こうした中、わが国は、人材育成協力、情報化協力、審査協力等により、これまでも支援を行ってきたところであるが、今後もEPA(後述)交渉や二国間の会談等を通じ、わが国政府には、われわれの考え方・期待・要請を、協力・支援とパッケージで推進することが重要である。

特許専門人材確保・スキル強化、積極的クロスライセンス等を推進しているが、こうした取り組みは、韓国政府によって支援されている。

¹²PC T加盟国である自国の特許庁に対して特許庁が定めた言語(日本の特許庁の場合は日本語もしくは英語)で作成し、1通だけ提出すれば、その時点で有効な全PC T加盟国に対して「国内出願」を出願したのと同じ扱いを得ることができる(但し、あくまで国際的な「出願」手続であり、各々の国で特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な審査に委ねられる)。その際、PC Tの審査と各国の審査との間のバラつきが発生しないよう審査基準の共通化が求められる。

¹³ 正確には、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」。世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局が管理する登録簿に登録することにより、商標の保護を受けることが可能となるもの。

¹⁴Asean Patent Examination Co-operation Programme: アセアン特許審査協力。シンガポール、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの8ヶ国が参加。

④インド

わが国企業のインド進出が他の先進国との比較で相対的に遅れていることとも相俟って、わが国政府のインドにおける知財インフラ整備への取り組みは後手に回っている。アジアには、知財関連をはじめ独特の制度が多数存在しているが、それらの情報は、外国企業にとって必ずしも十分提供されていない。わが国にとってのインドはその範疇である。日印EPA署名（後述）も契機に今後、政府間で話し合いを深め、情報不足が解決の方向に向かうことを期待する。

（２）国を跨いだ共通の特許制度構築に向けた制度調和への取り組み

イノベーションを支える制度の一つである特許制度に関しては、長年にわたり世界的な調和に向けての取り組みが種々行われている。以下、それらを概観した上、今後の取り組みについて考える。

①世界共通の特許制度

企業活動のグローバル化が拡大する一方、知財権は各国毎の「属地主義」となっていることから、経済社会的な非効率等の様々な弊害が発生している。

こうした実情に鑑みれば、各国毎の特許の権利・制度の世界共通化を志向すべきであり、実現に向けた取り組みの強化が必要である。具体的には、二国間において一方の国で特許となった出願について、他方の国でその審査結果を参照しながら、早期審査を行う枠組み「PPH（patent prosecution highway：特許審査ハイウェイ）」¹⁵や、PCT加盟国間で国内出願と同等に有効となる「PCT出願」を、さらに強力に推進することが必要である。

なお、世界共通の特許制度の構築にあたっては、世界で単一の「世界特許庁」の設立は必ずしも必要ない¹⁶。重要であるのは、共通の法律をベースに共通の

¹⁵米国、欧州特許庁、韓国、カナダ、イギリス、オーストラリア、ドイツ、ハンガリー、オーストラリア、シンガポール、デンマーク、ロシア、フィンランドとの間でネットワークを構築。今後、PPHの要件及び手続の各国間での共通化等、ユーザーの利用性をさらなる向上に向けた取り組みを進めることが必要。

¹⁶ 特許庁のイノベーションと知財政策に関する研究会報告書「イノベーション促進に向けた新知財政策」（2008年8月）では、「仮想的な世界特許庁」構築を提案している。

審査基準による権利付与・制度運営の担保であり、特許庁自体は、幾つかの地域毎に存在していても構わないものと考えられる。

ただし、同制度の実効性確保のためには、司法面の裏付けが必要である。世界的に統一された司法判断を提示できる最高裁判所的存在としての、世界統一知的財産裁判所並びに地域毎の知的財産裁判所の設置の必要性について、議論を開始すべきである。

②アジア共通の特許制度

世界共通の特許制度を究極の目標と位置付けた上、アジア地域における共通の特許制度や広域特許庁の設立についても検討すべきである。

国を跨いだ広域の特許制度や特許庁は、欧州、旧ソ連諸国、アフリカで既に存在している¹⁷。アジアにおいては、広域特許庁は設置されていないが、特許庁間の審査協力の枠組みは作られている¹⁸。中国・韓国が知財政策を急速に強化する中、これまで日米欧の3極（I P 3）であった特許関連の枠組みも、中国・韓国を含めた5極（I P 5）に移りつつある。わが国特許庁には、必ずしも単独でアジアを主導することにこだわらず、中国特許庁（S I P O）・韓国特許庁（K I P O）と戦略的に連携しつつ、A S E A N等の他のアジア諸国とアジア共通の特許制度や広域特許庁のあり方に関する議論を深め、同制度が世界の特許制度をリードするハブの一極となるためのロードマップを描くべきである。その際、O D Aを活用した戦略的なキャパシティビルディングを併せて行うことも重要である。

¹⁷欧州においてはE P O（欧州特許庁）、旧ソ連諸国においてはユーラシア特許庁、アフリカでは英語圏諸国が加盟するA R I P O（African Regional Intellectual Property Organization）と仏語圏諸国が加盟するO A P I（African Intellectual Property Organization）が存在。

¹⁸A S P E C以外でも、シンガポールではオーストラリアの審査で登録になると自動的にシンガポールで審査したとする実体審査共通化の例も存在。

③制度調和に向けた取り組みの現状と課題

共通の特許制度の構築に向け、国際的な制度調和の議論が進展することが期待される場所であるが、現状は未だ道は険しい。

1985年頃から2004年頃にかけて、WIPOにおいて議論が行われてきたが、現存の各国知財制度をベースとし、その枠内で国際的な制度調和を進めたいとする先進国と、現在存在している先進国の知財制度を採用することが南北間の格差の固定化につながるため、従来の枠を超えた新しい知財制度を考えるべきとする途上国との間の溝は埋まらず、議論は平行線となり停滞した。

そこで、2005年より、「B+会合¹⁹」という、先進国間のみで制度調和について議論する枠組みが開始された。同会合においては、先進国間の妥協案のパッケージに沿って条文を作成することに合意し、先願主義への移行やグレースピリオドの6ヶ月から12ヶ月への拡大等についても一定の共通理解に達することができた。しかしながら、妥協案パッケージで議論を進めたいとする米国と、妥協案パッケージに項目を追加し、EU特許制度に近い制度としたい欧州とが対立する状況となった。

こうした中、2011年には、米国主導で「アジア太平洋特許協力フォーラム」が立ち上がり、アジア太平洋地域の特許庁首脳間で意見交換が開始された。

特許制度の調和は、先進国同士でも難しい面が多々あるのが現状であるが、わが国政府には、欧州と米国との中間的立場にあることを活かした調整役として制度調和に向けたこれまで以上の貢献を期待する。

¹⁹ 特許の実体的側面での制度調和については、WIPO・特許法常設委員会（SCP）で検討が行われているが、先進国と途上国間の対立により議論は停滞してきた。こうした状況に鑑み、制度調和を巡る議論の進め方につき先進国間で共通の見解を持つことを目的に、米国特許商標庁（USPTO）が2005年2月に特許制度調和予備的会合を主催したのが先進国会合の始まり。先進国会合は、WIPO・Bグループ（先進国）メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び今回参加が認められた韓国の、43か国の特許庁及び2機関で構成。構成メンバーとして、WIPO・Bグループに他のメンバーが加わっているため、この先進国会合を「B+会合」と呼ぶ。「B+会合」には、長官クラスが集う「全体会合（プレナリー）」と実務者レベルによる技術的な検討を行う場である「作業部会」がある。

(3) 不正競争防止法等による営業秘密の国際レベルでの保護

企業の知財戦略にとっては、不正競争防止法による営業秘密のブラックボックス化も重要な選択肢であり、その重要性はさらに増している。政府においても、不正競争防止法を特許法等の他の知財権法と連動性をもって議論されることが期待される。

海外で秘密が漏洩した場合、漏洩の事実を把握した上、確実な証拠で証明し、差止請求や損害賠償請求をしていくことが重要である。しかし、営業秘密保護に対する意識や制度が不十分な国も多い中、わが国が一国で不正競争防止法を整備するだけでは限界がある。グローバル競争下に晒されている企業の立場からは、こうした限界に対する何らかの対策について、政府ベースで検討が深められることを強く期待する。

(4) 通商政策との連動（TPPをはじめとするEPA）

わが国のグローバル展開を支援するためには、諸外国における知財制度の整備が重要であり、TPP²⁰をはじめとするEPA²¹のような国際通商政策と連動した取り組みを進める必要がある。

わが国の進めるEPAにおいては、「知財章」を設け、模倣品・海賊版対策推進のための取締り強化や情報交換に資する規程を盛り込むこと、相手国の知財制度の整備やエンフォースメントの実効的な確保を促すこと、国際協定・条約への早期加盟を働きかけること等を目指している。こうした考え方は、自国の強い産業分野に関する条項を盛り込むとともに、権利保護の水準も国際的合意

²⁰ 環太平洋連携協定 (Trans-Pacific Partnership)。シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4カ国で、2006年に発効したEPA（通称P4）を基礎とする。2010年3月、P4に、米、豪、ペルー、ベトナムを加えて拡大交渉を開始し、同年10月にマレーシアが参加、9カ国で交渉中。2011年11月までの完成を目指す。関税だけでなく、サービス貿易、投資、知的財産権、人の移動、規制の調和など、幅広い分野で高いレベルの合意を目指す。

²¹ Economic Partnership Agreement：経済連携協定。日本は、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、チリ、ブルネイ、ASEAN、ベトナム、スイスと締結・発効済。

である T R I P s²²を上回る内容を求める米国の戦略とは異なっている。ただし、2009年2月に署名したスイスとの E P A や 2011年2月に署名したインドとの E P A のように、T R I P s を越える内容が知財章に盛り込まれている例も出てきている²³。見直し条項が盛り込まれている E P A については、協定内容を深化させることも可能であることから、政府においては、国際知財戦略の一環としての今後の E P A の活用方策についてあらためて関係省庁間で詳細に検討を進め、認識の共有を図るべきである。

T P P については、アジア太平洋を広くカバーする F T A A P²⁴へと発展していく可能性を持ち、21世紀型の新しいルール作りが目指されている。T P P にわが国の主張を反映することができれば、当該ルールが将来的に F T A A P を通じ、中国やインド等を含めたアジア太平洋地域におけるビジネスのルールとなり、さらに W T O 等におけるグローバルなルールとなれば、ビジネス機会の拡大につながる可能性が一層高まる。既に T P P 交渉参加国間では具体的内容に関する交渉が始まっている一方、わが国においては、参加の是非について未だ結論が出されていない²⁵。交渉においては、分野別に設置されるワーキンググループの一つとして知財が含まれており、知財関連事項についても、ハイレベルかつ新しいルールの合意も見込まれる。わが国も一刻も早く T P P 参加を決断し、議論に加わるべきである。

²² Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : W T O 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

²³ スイスについては、知財権保護範囲の拡大（植物新品種）、エンフォースメントに関する刑事上の制裁の対象の拡大（特許権、意匠権等の権利の侵害、不正競争行為等を規定するとともに、物品の輸入、輸出又は通過させる行為も含める）、ISP（インターネットサービスプロバイダ）の責任制限に関する規定の新設。インドについては、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性、広く認識されている商標の更なる保護、商標出願の早期審査等。

²⁴ Free Trade Area of Asia Pacific : アジア太平洋自由貿易圏。アジア太平洋経済協力（A P E C）加盟国全域において自由貿易圏を構築する構想。

²⁵ わが国では、「新成長戦略実現 2011」（2011年1月閣議決定）において、「環太平洋連携協定（T P P）については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、米国を始めとする関係国と協議を続け、6月を目途に、交渉参加について結論を出す」としていた。

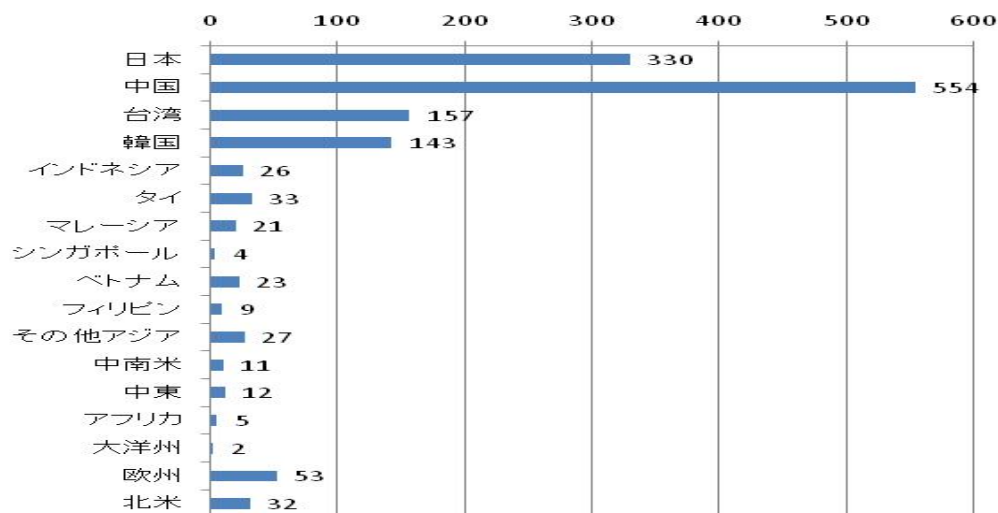
(5) 模倣品・海賊版対策

わが国企業が生み出したコンテンツ等の知財を海外でビジネス展開することは極めて重要であり、今後ますますその必要性が高まって行くことが予想される。一方、意匠・商標のようなブランドに関する権利に対する侵害は、グローバルレベルで深刻化している。こうした状況は、個々の企業では解決が難しく、国際レベルでの政府間連携が不可欠である。

模倣品・海賊版対策については、わが国が2005年に国際的な枠組みとしてACTA²⁶を提唱し、2010年大筋合意となった。今後の早期の発効が期待される。

現時点での参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、EU、韓国、メキシコ、モロッコ、スイス、米国、シンガポール、ニュージーランドの11の国・地域となっており、中国・台湾等が参加していない。今後は、これらを含め、新興国・途上国への働きかけを強め、参加国の拡大を図るべきである。

【模倣品の製造国・地域別被害社数（2008年度）】



(出典) 特許庁「2009年度模倣被害調査報告書」

²⁶ Anti-Counterfeiting Trade Agreement : 模倣品・海賊版拡散防止条約

(6) 国際標準化戦略の推進

国際標準化についても、イノベーション創出の成果をグローバル展開する観点から重視することが必要であり、その必要性は益々高まっている。今のわが国の状況に鑑みれば、さらに深い検討を加えることが必要である。

検討に先立ち、これまでの議論を簡潔に振り返る。1995年のWTOのTBT²⁷協定の成立を契機に、国際的にも標準化への注目が高まった。同協定は、国際標準と互換性がなく、実質的に非関税障壁として機能する独自の国内標準を規定することを禁じており、国際標準を獲得することが世界市場に参入するための必要条件になり、世界市場を狙う企業は、自社技術の国際標準化を目指すことが不可欠となった。

標準化は、従来の「相互接続性・相互運用性を確保するための共通仕様形成」という機能に加え、個々の企業の事業戦略上も大きな意味を持つよう変化した。標準化のタイミングが市場に製品が投入される前に移り、これに伴って標準が複数化されることが多くなったことから、まず標準の一つに加わった後で、さらにデファクト獲得競争をする必要が出てきた。また、標準化技術自体に最先端の技術を活用したものが増加し、標準の中に特許等の知財が入り込むようになってきた。

こうした中、技術が優れていても、国際標準化の視点がなければ市場で勝てない事態も発生しており、知的財産推進計画においても、官民連携した国際標準化戦略がクローズアップされてきた。特に同計画「2010」においては、「国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化」が3つの重点施策の一つとなり、先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア、ロボットの7分野を「国際標準化特定戦略分野」とし、取り組みを強化する旨、謳われた。

こうした流れの下、国際標準化戦略に関しては、以下が重要と考える。

²⁷ 貿易の技術的障害(Technical Barriers to Trade)に関する協定

①国際標準化特定戦略分野等の着実な実施

「2010」では「世界的な成長が期待され、国際競争力強化の観点から、我が国が優れた技術を有する産業分野」について選択と集中を行い、「国際標準化特定戦略分野」を特定した。これらは2020年の成果イメージとして、世界市場の獲得を目指すものである。官も含めた形で産業横断的に国際標準化戦略を推進することは極めて重要であり、着実に実行するとともに、これらの事例に続く他の重要分野についても実施できるよう検討を深める必要がある。

②「認証」の戦略的活用

標準に適合している製品・サービスであるかどうかを評価する「認証」は、今後、我が国が保有する高い安全性・高い性能を客観的に評価、担保するために一層重要となる。環境基準や安全性等、どの国においても求められるような分野を中心に、我が国の「認証力」を高めることが求められている。また、認証に関するコストを下げ、結果として、企業の競争力を高めるためには、国内に高い能力を有する認証機関を整備することが必要である。同時に、各国との間での相互認証についても積極的に推進すべきである。

③諸外国（特にアジア諸国）との協力による国際標準の獲得

国際標準化の策定は、国際交渉そのものであり、一国だけでなく、諸外国との連携が不可欠である。わが国は、隣国であるアジア諸国との連携を積極的に推進することが重要である。

標準化は、分野毎・標準毎に利害関係が異なることが常であるが、意見対立があっても最終的に全体の利益のため団結しているEUを参考に、アジアとして意見をまとめる努力を行うことが肝要である。

なお、国家間交渉においては、欧米等の諸外国の政府機関との連携をとることも必要である。

④標準からみた望ましい知財制度のありかたの検討

標準化団体²⁸の Patent Policy²⁹の統一、WTO の TBT 協定と TRIPS 協定との関係のあり方などについて、広く標準化団体、WTO、WIPO などにおける検討を開始するための働きかけを行う必要がある。

(7) 新興国の知財情報収集の推進

わが国企業のグローバル展開は、より新興国へと向かっていくと見られるが、こうした国々については知財制度に関する情報が十分得られないケースも多い。特許庁には、JETRO 等の既存組織とも十分な連携を図りつつ、専門機関として各国の知財情報の収集とその発信に注力することが期待される。

(8) 国際ルール作りへの参画

海外ビジネス展開にあたり、国際ルールの存在は重要である。国際通商政策（先述）以外にも、類例は多数ある。例えば、クラウドコンピューティングについては、「EU 指令」に基づき、一定基準を満たす国にしか個人情報の移転を認めておらず、現在の EU の基準では、わが国は対象外でサービスが提供できない。本件については、個人情報保護の水準を EU の水準まで上げるとともに、米国商務省と欧州委員会が締結しているデータ保護の原則に関するセーフハーバー協定と同様の協定の締結に向け、EU に働きかける必要がある。さらに今後は、データ保護の基準や著作物活用にあたっての事前協議制等の国際的な共通指針作りに関し、欧米と議論を深めていくことが必要となる。

国際ルールは「与えられるもの」でなく「作るもの」であり、不当・不公平なルールを課せられないよう積極的に議論に参画することが重要である。

²⁸ 規格の標準化を行う団体。ISO や IEEE 等の国際標準化団体と、JIS 等の国内標準化団体があるが、ここでは前者を念頭に置いている。

²⁹ 標準化を進める際に特許等の知財権の扱い方を定めるもの。標準化団体毎に策定。

V. 「イノベーション・ハブ」になるための基盤強化策

1. 基盤強化の必要性

「イノベーション・ハブ」となるためには、前述のインバウンド・アウトバウンド双方の強化策が不可欠であるが、さらにこれらを推進するためには、イノベーション基盤の強化が必要である。以下では、基盤を推進基盤と創出基盤に分けて記す。推進基盤の強化では、イノベーション創出の主体である民の活動を後押しするために国が産業政策の一環として強化すべき課題を記し、創出基盤強化では産業界が自らの国際競争力強化策として主体的に推進すべき課題を記すものとする。

2. 基盤強化に向けた提案

(1) イノベーション推進基盤の強化

①政府における連携の強化

大震災という非常事態は、イノベーション創出による具体的な成果を迅速に経済社会に普及させることの重要性をあらためて想起させた。

わが国の知財戦略は、2003年に設立された知的財産戦略本部が推進役とされ、これまで幾つかの成果を遂げてきたが、近年、プロパテント³⁰の方向性に向けた改革が一段落し、同本部において検討される内容がダイナミズムに欠けるとの声もきかれていた。そうした中、知的財産推進計画は、「2010」から第三期に入り、今後、プロイノベーション³¹に向けた、新しく且つ具体的な戦略立案とその遂行を積極的に推進することが期待されている。一方、注意すべきは、知財の政策や制度の改善は、それ自身が目的化されるべきでないということである。われわれに必要なのは、あくまでイノベーションの創出であり、これを推

³⁰ 特許権をはじめとする知的財産権の保護を強化する政策。「パテント」に「～寄りの」「～に賛成の」を意味する接頭語（pro）が付いた言葉。

³¹ イノベーションを重視した政策。イノベーションに「～寄りの」「～に賛成の」を意味する接頭語（pro）が付いた言葉。

進するために、基盤の強化が極めて重要であるということである。

イノベーション推進基盤強化に向けては、特許法を所管する特許庁と不正競争防止法を所管する経済産業省知的財産政策室との連携強化により、知財権制度が一体的に検討されることが望ましい。さらに、著作権法まで含めた体系的検討ができることが、なお望ましい。その際、知的財産戦略本部のあり方についても、政府全体としてのイノベーション推進基盤の強化という視点で、改めて検討することが必要となりうることも付言しておきたい。

②ファイナンスの強化

従来、知財制度を語る上でファイナンスが議論されることは殆どなかったが、イノベーション創出を支援するためには、ファイナンスの充実は不可欠である。大震災を経験したわが国には、震災の復旧・復興に寄与するイノベーションに対する資金が必要であり、資源・エネルギーの消費を抑えつつ経済成長を目指すためのイノベーションにも、さらに多くの資金が必要である。こうした状況に鑑みれば、ファイナンスの強化は、わが国にとって一層重要な課題である。

米国においては、ベンチャーキャピタルやプライベートエクイティといったリスクマネーが豊富にある上、近年、知財を活用した新しいビジネスモデル³²が登場し、さらなる選択肢が増えている。翻ってわが国は、戦前は財閥による直接金融が盛んであったが、戦後から現在に至るまで銀行業による間接金融が主流となっており、ベンチャーキャピタルやプライベートエクイティも低調であり、リスクマネー供給に関する新しいビジネスモデルも開発されていない。

わが国では、2009年7月に、産業革新機構という組織が官民の出資により創設された。同機構は、産業や組織の壁を越えたオープン・イノベーションを活用し、新たな付加価値を創出する革新性を有する事業に対して中長期の産業資本を提供することを目的としている。リスクマネーは、基本的には民間の創意工夫によって供給されるべきであるが、わが国の現状やリスクマネーによって

³² Intellectual Ventures が一例。

イノベーションを加速することができる可能性が高まること等に鑑みれば、リスクマネー供給は民間のみに選択肢を絞る必要は必ずしもなく、民間複数社、あるいはそこに公的金融機関も加わる形でのリスクマネー供給の枠組みを構想することも考えるべきではないか。とりわけ今般の震災を念頭に置けば、復興に関わるベンチャーについて公的金融機関がリスク負担することも大いにありえる。そうした面も踏まえつつ、産業革新機構の今後の取り組みを注視していきたい³³。

(2) イノベーション創出基盤の強化

①産学官連携プラットフォームの強化

イノベーション創出を加速させるためには、大学や研究開発法人の有する知と産業界との連携の強化を、より本格的に実施することも必要不可欠である。

これまで多額の科学技術予算が幅広く投じられてきたが、今回の原発の危機的状况に遭遇し、われわれはあらためて技術開発の不十分さを思い知らされた。幸いにも、海外からの支援の下に様々な手が打たれてはいるが、これまで投じられてきた科学技術予算の成果がプロトタイプ的な試作品に留まることなく、より実戦的に使えるようにするまでには、従来以上に戦略的な産学官連携のあり方を検討していく必要がある。

大学発の知を産業界に移転する目的で設立されたTLO（技術移転機関）については、設立から約10年が経過している。この間、特許収入は増えているが、当初想定していたビジネス化の成果があがっておらず、多くのケースで実績が低調であり、事実上の休止、売却、統合等の動きもある。TLOというビジネスモデルは、リニア型イノベーションの要素が強く、米国においてさえ成功している大学は限られている。今後、本格的な産学連携がわが国でも期待される中、相互に大きなメリットがあり優れたイノベーション創出につながる方法論を検討して行くことが必要である。

³³ 産業革新機構はわが国初の知財ファンド「LSIP」を設立したことで注目されている。

海外においては、IMEC（ベルギー）、MINATEC（フランス）、ALBANY（米国）等、最先端の研究開発拠点に産学官が集い、成果をあげている事例が増えてきている。これら事例に共通しているのは、拠点の目的等に応じ、知財の取り扱いに関する綿密な設計がなされていることである。こうした事例を参考に、わが国においても産学官の本格連携を推進する体制と仕組みを整備すべきである。わが国では、新成長戦略でも謳われたTIA-nano（つくばイノベーションアリーナ）が取り組みを開始したが、先の震災に大きな影響を受けた。これを受けて今後の計画の修正が余儀なくされているところであるが、早期の復旧と共に一層の体制強化が望まれる。今後は、このようなイノベーション創出基盤のさらなる拡充に努め、産学官連携モデルをエネルギー・情報・医療・食料等、様々な分野において推進すべきである。

②知財を活用した国際貢献プラットフォームの強化

パラダイムシフトの中、世界共通の課題の解決に向けたソリューションをわが国から提案することも、極めて重要である。

例えば現在、地球温暖化問題の解決に向け、環境技術の移転が求められているが、いわゆる南北問題も発生している。わが国は、既に国際的に優れた環境技術を多数有しているが、今後さらにイノベーション創出を加速化し、その優位性を盤石なものにすべきである。併せて、これらの技術を合理的な形で途上国等に移転する国際的なプラットフォームを提唱し、実現させることができれば、「イノベーション・ハブ」としての国際的認知度が向上し、イノベーション創出に向けた好循環を生み出すことも可能となる。

こうしたプラットフォームの具体案として、日本知的財産協会が提案している「Green Technology Package Platform」（仮称）があり、経団連ではこの構想に賛同している。同提案は、特許権のみならずノウハウや生産設備等までをパッケージ化することを想定しているが、参加についてはあくまで企業の自由意思であり、テクノロジーコモンズへの商品パッケージ投入は任意であること

を特徴とするビジネスベースの枠組みである。

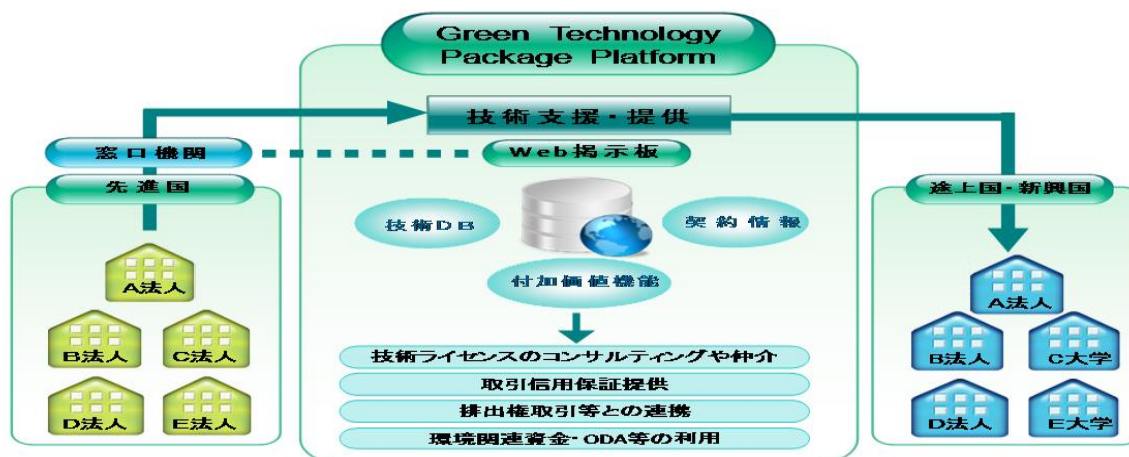
途上国への技術移転促進の観点からは、この基本スキームにODA資金等を絡ませることが有効であると考えられる。今後、この提案の具体化に向けた詳細な検討が期待される。

【概要】

- ・環境関連技術の世界的普及を目的に、特許のみならずノウハウ、人的サポート支援等を含めたパッケージの形態で技術を提供する仕組み。
- ・技術移転を希望する国の企業等が契約を望む場合には、技術提供企業と個別に交渉。
- ・資金回収のためODAやADB等の国際的なファイナンス機能との連携や、排出権取引と連動させることも検討中。

【経緯】

- ・近時の気候変動枠組み条約における議論(途上国における温暖化対策において先進国の知財が障害になっているとの指摘)をきっかけに、日本知的財産協会(JIPA)にて、2008年から検討開始。
- ・経団連の提言『「イノベーション立国」に向けた今後の知財政策・制度のあり方」(2010年3月)においても、GTPPIにつき言及。
- ・その後、JIPAと世界知的所有権機関(WIPO)との連携が進行中。



VI. 今後に向けて

冒頭に述べたように、わが国はパラダイムシフトという「新しい現実」と向き合い、かつてない斬新なイノベーションの創出を加速することが従来にも増して重要となっている。大震災によって他国に先んじて潮目が変わったわが国こそ、新しい繁栄のモデルを生み出すことが必要である。

こうしたイノベーション創出を支える重要なインフラのひとつが知財制度であるが、知財制度自体もパラダイムシフトの波にさらされており、グローバルなレベルで様々な本質的議論が巻き起こっている³⁴。欧州特許庁（EPO）においても、2025年を念頭に置いた4つのシナリオを示す³⁵等、まさに「時代の転換期」にあるといえる。こうした状況にあっては、従来の延長線上ではなくゼロベースの自由かつ柔軟な発想で、斬新な構想を打ち出すことが期待される。そのためには、従来のステークホルダーの枠を越えた、より多くの内外の産学官の叡智を巻き込み、様々な「知」を相互に結集させることが必要であり、そのための方策についてもゼロ・リセットから検討を深める必要がある。

経団連知的財産委員会企画部会としても、そうした時代認識と問題意識に立脚するとともに、わが国の底力を信じつつ、新しい時代に相応しい知財政策・制度についてさらに議論を深め、具体的アクションにつなげて行く所存である。

以 上

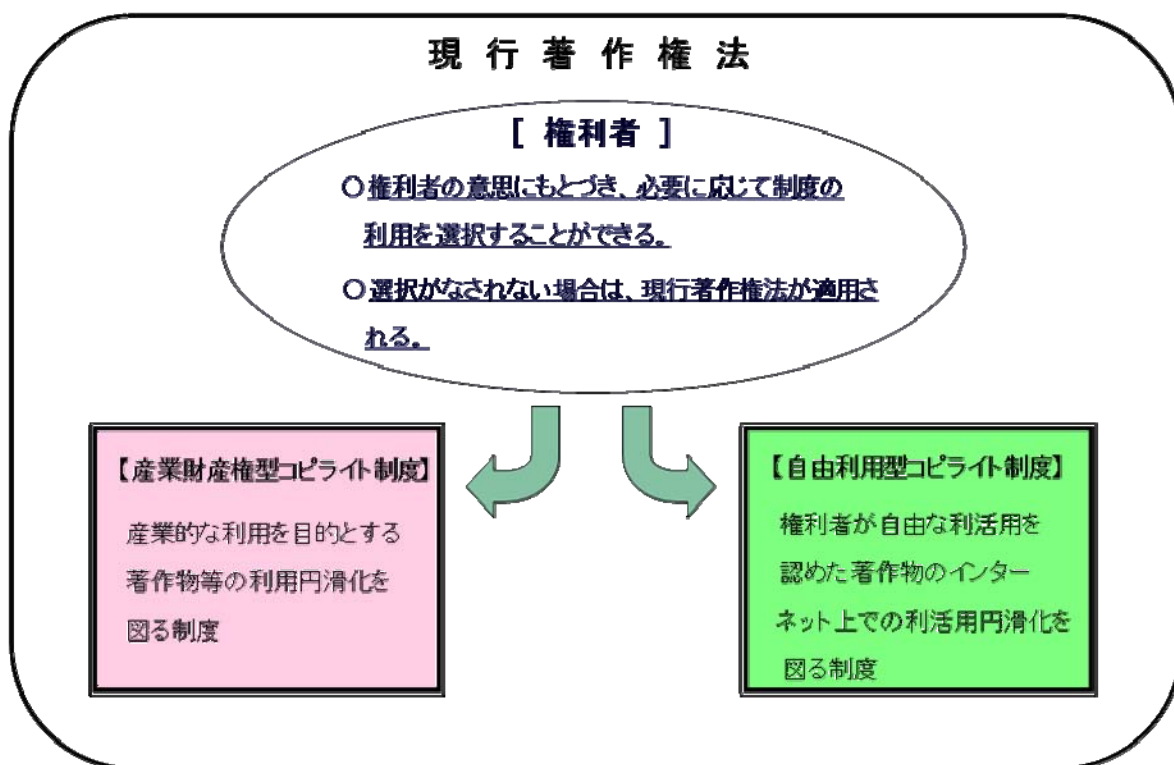
³⁴ 【補論2】参照。

³⁵ 【補論3】参照。

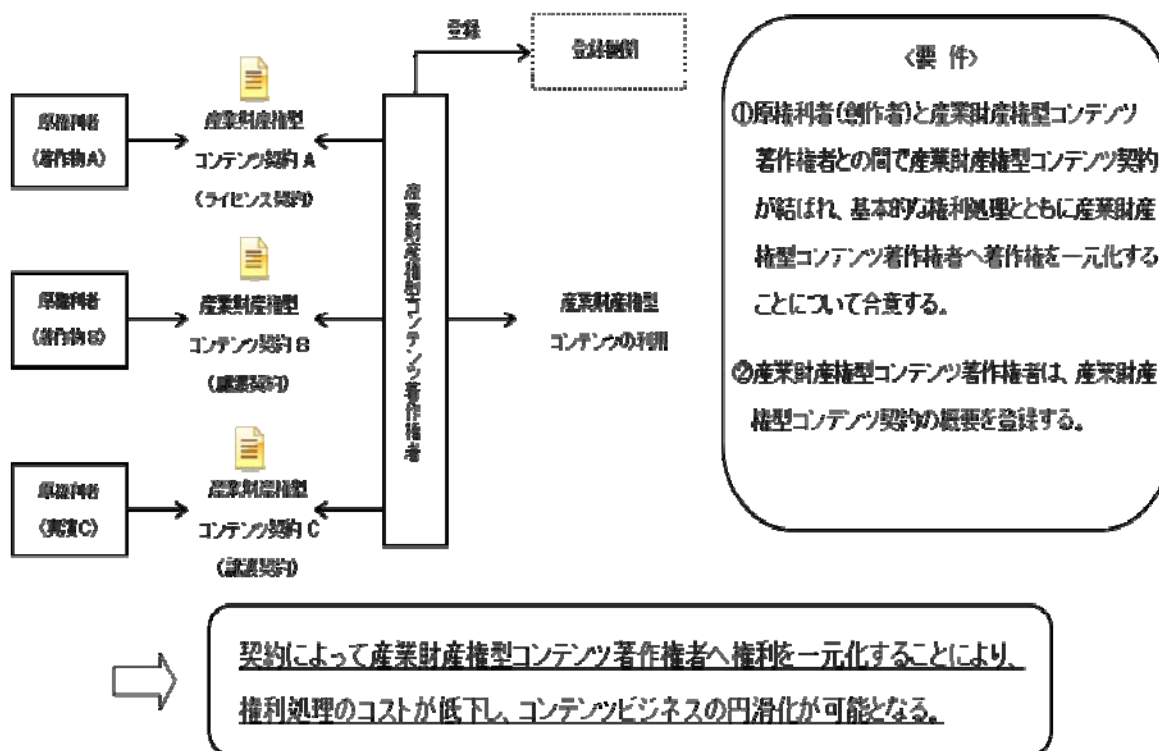
【補論 1】複線型著作権制度

経団連では、2009年1月の「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」において複線型の著作権法制を提案している。デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作・利用・流通の形態が大きく変容しており、現行著作権法の仕組みだけでは、著作物に対する多様なニーズに応えきれなくなっているとの問題意識から、現行著作権法制を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた「産業財産権型コピーライト制度」および「自由利用型コピーライト制度」という二つの制度を新たに創設することで、「複線型」の著作権制度を整備すべきというのがその内容であり、今後関係者の間で議論が深まることを期待する。

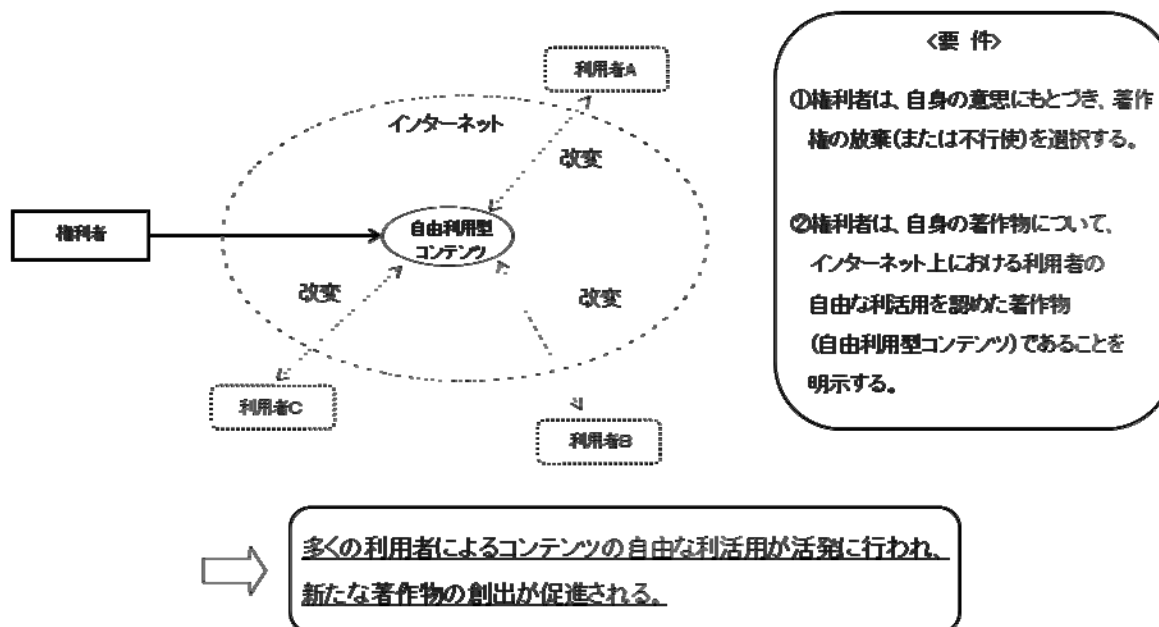
<複線型著作権法制（イメージ）>



〈産業財産権型コピーライト制度〉



〈自由利用型コピーライト制度〉



(注)自由利用型コンテンツ：権利者の意思にもとづき、他者に対して自由な利用を認めることを明示した著作物。

【補論2】知的財産権制度をめぐる論争

(1) 差止請求権と権利濫用法理の相克

近年、米国においては、「パテント・トロール」が問題視されている。パテント・トロールとは、特許権をはじめとする知財権を通じて儲ける特許管理専門企業で、商品化には全く関心がないにもかかわらず、特許権等を保持し、他の企業がこれに関連する商品やサービスが出ると法的問題とし、巨額のロイヤリティや和解金を要求することを本業とする企業とされる。こうした企業の行動が、正当な権利行使であるのか、行きすぎた権利行使、即ち権利濫用であるのかは、線引きが難しく、実際に定義することは困難とされる。一方で、米国においてわが国企業も多く訴訟に巻き込まれており、対岸の火事とはいえない。また、中国においては、実用新案が無審査で認められていることから、将来的には、中国において実用新案を使ったパテント・トロール問題が発生することも懸念されている。

〈パテント・トロールと呼ばれる会社から特許訴訟を受けた企業〉

No.	Company Name	Total
1	HP	75
2	Apple	70
3	AT&T	57
4	Sony	55
5	Microsoft	54
11	Panasonic	40
18	Toshiba	33
24	Fujitsu	26

(出典)PatentFreedom “Ranking of Operating Companies by Number of NPE Lawsuits”

*正確には、NPE (Non Practicing Entity:非実施特許権者) の数値を利用。
数字は2006～2010年の合計訴訟数。

こうした事態に対する方策として、権利濫用法理を使って何らかの制限をかけるべきかとの議論は、わが国においても 2009 年 1 月から開始された特許庁長官の私的研究会「特許制度研究会」においてなされたが、差止請求権を制限する何らかの規定の特許法に設けることについては賛否両論があり、「差止請求権の制限の在り方については、引き続き検討を行うべきではないか」というのが、2009 年 12 月にとりまとめられた結論であった。続く産業構造審議会知的財産政策部会での検討においても、同様の結論となっている。

差止請求権は、他者の権利侵害行為に対して権利者が行使しうる極めて有効な対抗策であることは間違いのないため、パテント・トロールのように一部弊害が出ていることも事実ながら、一律にこれを弱めることについては、慎重論が根強いといえる³⁶。

そうした中においては、「ソフト I P」や「ライセンス・オブ・ライト」等の協調的な制度を、現行制度に追加的に付加することが選択肢として考えられるのではないかと。

なお、パテント・トロールの問題に限定していえば、トロールよりも先に特許権を買い取るという防衛策を講じることが考えられる。事実、米国では大企業数社が集まって自衛のための団体³⁷を設立、韓国においては官民で同種の団体³⁸を設立している。但し、これらの組織自体がトロール化するとの懸念も指摘されており、今後の推移を注視する必要がある。

³⁶ (財) 知的財産研究所の「権利行使態様の多様化を踏まえた特許権の効力の在り方に関する調査研究報告書」(2011 年 2 月)では、「国内においては、いわゆるパテントトロールについては一部の業界からの意見はあるものの、これまでの状況とは大きな変化があるとはいえない。特許権による差止請求権の意義の重要性、特にアジア各国における特許権の保護の重要性、を指摘する意見もあり、現在、差止請求権を制限すべき国内的な必要があるとはいえず、国際交渉において、アジア各国・地域における特許権の保護を主張する日本の政策との整合性をとる必要がある。」と結論づけている。

³⁷ Verizon、Google、Cisco System、Ericsson、Hewlet-Packard 等が Allied Securities Trust を設立。

³⁸ Intellectual Discovery。

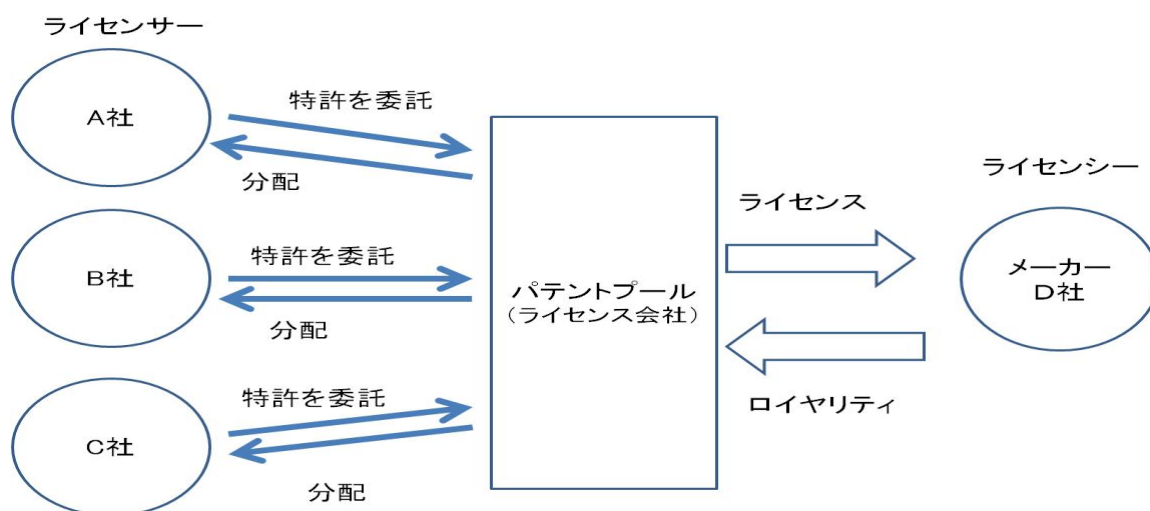
（２）独占と共有との相克

現行知財制度は、知財に排他的独占権を認めて保護し、新しい知財創出へのインセンティブを付与することで「知的創造サイクル」を回すとの考え方が前提となっているが、その妥当性・合理性については、経済学者等から疑義が提起されてもいる。国家が独占的権利を公認する根拠は脆弱であり、新しい知識創造のインセンティブ強化どころか、逆に阻害しているため、知財権は廃止すべきというのがそうした立場からの主張である。

そうした中、台頭しているのが「コモンズ」という思想である。コモンズは、独占より共有しあうことにメリットがあるとの考え方に立脚しており、デジタル化・ネットワーク化の進展の影響が顕著な一方で、権利が複雑に絡み合っている現行著作権法の世界において、既に先行的な取り組みである「クリエイティブ・コモンズ」が立ち上がっている。クリエイティブ・コモンズは、現行著作権法を前提としつつも、著作権者の権利の主張を弱め、お互いのコンテンツを無償で利用しあうためのルールを定義し、これに賛同した権利者が、画像・写真・音楽を共有サイトに掲載している。

権利の主張を弱め、連携しやすくすることによって新しいイノベーションを創出しやすくすると考え方は、特許法の世界における「パテントプール」という取り組みにも相通じるものがある。パテントプールは、他社の技術を導入するためのライセンスの手法の一つであり、複数の特許権者が製品に関与する特許権を持ちより、参加者同士が合理的な価格をつけあうことで相互利用を容易化するものである。こうした手法は、エレクトロニクス製品分野において利用されている。環境技術については、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が主催し、特許を無償で使いあう「エコパテント・コモンズ」という仕組みも組成された。さらに、個々の交渉もパテントプールも形成せず、自由使用という形で特許技術の利用を公開する「オープンソース」という仕組みも存在している。

<パテントプール（イメージ図）>



<代表的なパテントプール（例）>

規格名	対象製品	必須特許数	ライセンシー数
MPEG 2	DVD、デジタル Disc	約 790 件	約 1000 社
ARIB デジタル放送	地上波デジタル TV	約 270 件	約 120 社
W-CDMA	第三世代携帯電話	約 280 件	8 社

情報は独占しあわず共有し合うことでこそさらなるイノベーションにつながる。とのコモンズの基本思想は、近年、わが国の知財政策・制度や企業戦略に転換を迫るとの文脈で盛んに引用されている「オープン・イノベーション」の議論とも共通するものがある。

オープン・イノベーションは、Chesbrough がその著書「OPEN INNOVATION」によって提唱した概念であり、外部のアイデアを積極的に内部に取り込む、あるいは自らのアイデアの出口戦略として外部の市場を視野に入れることにより、内外のアイデアを結合させて新たな価値を創造し、その一部を収穫しようとする中核となる企業のアプローチであるとされる。Chesbrough は、従来型のイノベーションをクローズド・イノベーションと呼び、クローズド・イノベーションからオープン・イノベーションへのシフトを説いている。

オープン・イノベーションは、組織内部で研究開発から製品の販売までの一連の過程が垂直統合される自己完結型のビジネスモデルの見直しを迫るものであり、技術開発コスト上昇、製品ライフサイクル短縮化、あるいはベンチャーキャピタル等の仲介機関の台頭や大学の動向等に鑑みれば、必要な選択肢と思われる。

こうした手法を採り入れる前提として、守りたい権利はしっかり守られる、秘匿したいものはしっかり秘匿される知財制度が、極めて重要である。

(3) 産業育成と国際公益との相克

知財権制度は、国際公益との関係で調整を迫られている一面がある。特許法は、基本的に自国の「産業の発展」を目的として構成されているが、一方でグローバル化の進展の下、環境問題や、H I V/A I D s 等、いわゆる国際公益との調整の必要性がしばしば指摘されるようになってきている。但し、注意を要するのは、グローバルイシューの背景にいわゆる南北問題が存在するケースが多々あることである。

例えば、2010年10月に名古屋で開催されたC O P 10における、生物多様性の議論である。生物多様性の保全・維持というそもそもの考え方は、国際的にもコンセンサスを得やすい重要なテーマであるが、実際に各国間で激しい議論となったのは、A B S（遺伝資源の衡平な配分）の問題であった。A B Sの問題は、経団連でも知的財産委員会が2010年3月に「生物多様性条約における『遺伝資源へのアクセスと利益配分』に対する基本的な考え方」、同委員会企画部会が7月に「生物多様性条約における『遺伝資源へのアクセスと利益配分』に関する議定書原案に対する意見」をとりまとめ、わが国のみならず先進国産業界が共通に感じている基本的な考え方を表明したところであり、10月に名古屋で締結された名古屋議定書では、われわれの考え方が最大限尊重されたものと理解しているところであるが、今後は国内法制の整備に議論が移る。わが国政府には、真のグローバルイシューの議論と、南北問題あるいは反グローバリズム

の議論をしっかりと峻別するとともに、民間企業の自主的な取り組みを最大限尊重することとし、必要以上の規制の設定や制度の構築に走ることをしないよう注意されたい。

この種の議論においては、特許制度が国際公益にマイナスとのアンチパテント論が惹起されることも多いが、国際的な制度調和のための最低基準としてのTRIPsも念頭に置きつつ、産業育成という元来の趣旨とのバランスのとれたかたちで国際的な議論を深めることが不可欠である。

【補論3】EPOの考える特許制度4つの未来シナリオ

EPO（欧州特許庁）では、2007年に「未来のシナリオ（Scenarios for the Future）」を公表し、2025年を見据えた特許制度の将来像について4つのシナリオを提示している。第3のシナリオ「知識の木（Tree of Knowledge）」において、特許制度が世界中でほぼ廃止されていると見ていることも大きな特徴であるが、現時点においてわれわれが「ありうる」と考えるのが、第4のシナリオ「青い空（Blue of Skies）」である。同シナリオにおいては、特許制度は2種類に分かれ、従来の古典的特許制度は製薬産業等が残るが、差止請求権のない“ソフト特許”と呼ばれる制度が情報技術分野で利用されるようになるとしている。その根底には、今後、オープン・イノベーションのような協調的な発明プロセスやオープンソースのような仕組みが広く利用されるとの推測があり、それに伴って制度が大きく変わるとの見通しがある。

Market Rules 市場が支配する	Whose game? 誰の獲物？	Trees of Knowledge 知恵の木	Blue Skies 青い空
・知財の資産化により、取引市場が発展	・アジアの発展によりライセンス収入が西から東にシフト	・特許制度は世界中でほぼ廃止	・特許システムが、ソフト特許と古典的特許の2つに発展

以上